

# 「接骨院経営・柔整保険請求 100 の謎」

新規開業から保険請求・個別指導対策まで

## <はじめに>

以前よりホームページに柔整保険請求や個別指導の内容など、質問が多いものを中心に載せておりました。

参考になったというご意見もいただきましたが、もっと詳しい内容を知りたいという要望もあり大幅に加筆しました。

<http://simazaki.hp.infoseek.co.jp/>

以前よりホームページに載せていたものには、個別指導に備えてどのようにカルテを書けば良いのか、保険者から返戻のレセプトはどのように出し直せば良いのか、その他不正請求の事例など肝心なところには触れていませんでした。それらを含め治療百家というサイト名にちなみ 100 の謎といたしました。

柔道整復師の専門学校も増加しそれに伴って卒業生も増え、新規開業の接骨院もますます増えています。そのため接骨院新規開業の準備編もあわせて掲載いたしました。

いままでのように接骨院を開き新聞に折り込みチラシを入れれば、すぐに患者が来るような時代ではなくなってきました。またチェーン店のような接骨院、門前接骨院の増加など柔道整復師を取り巻く環境も変化しています。

不正請求の事例なども載っていますが、言うまでもなく大多数の接骨院は適切に施術し正しく保険請求をしています。新聞記事になるような接骨院もごく一部にありますが、保険者も審査を強化しており不正な請求は遠からず指導、監査される事を念頭に入れてお読みいただければ幸いです。

治療百家

# 使い方（読み方）

目次はマウスでクリックすると該当するページに移動します。  
しかし該当するページの先頭に移動しますので読みたい項目ぴったりには移動できません。

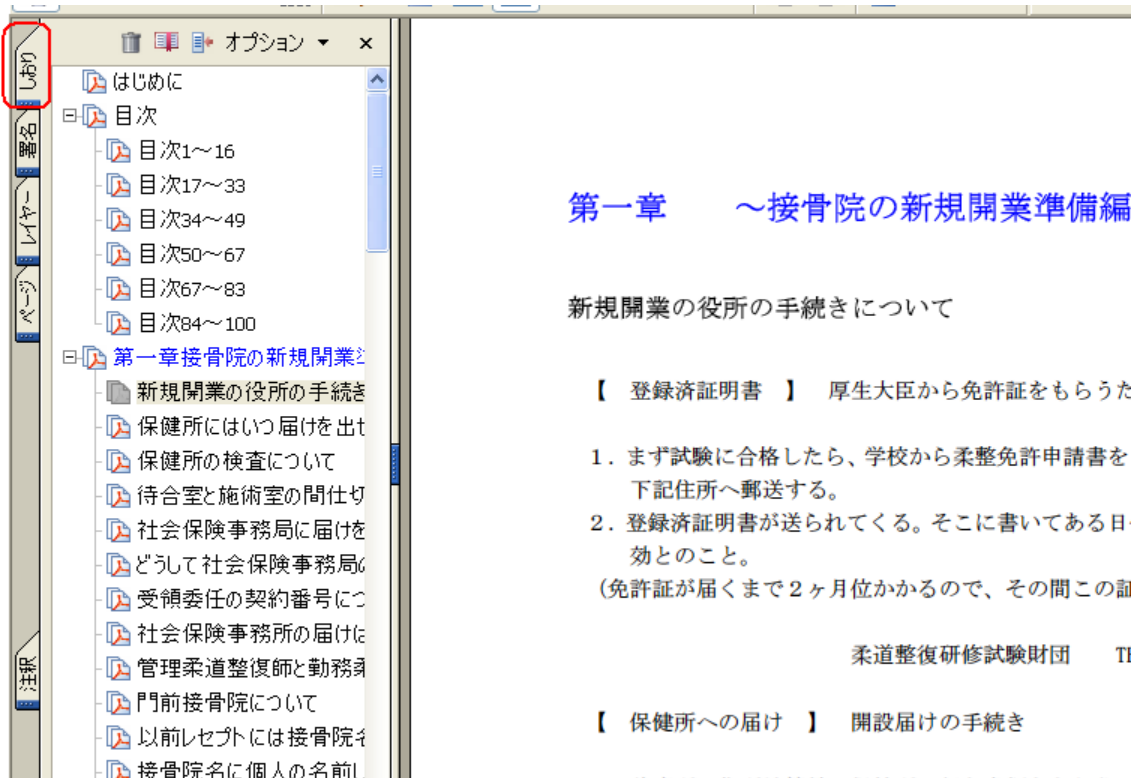
## 第一章 ～接骨院の新規開業準備編～

1. 新規開業の役所の手続きについて
2. 保健所にはいつ届を出せばいいのか
3. 保健所の検査について
4. 待合室と施術室の間仕切りについて
5. 社会保険事務局に届けを出すことの意味

（目次の項目をクリックすると該当するページに移動します。）

該当する項目に移動するには「しおり」機能の使用がより便利です。

「しおり」に表示された第一章、第二章など大項目の左の+や-マークをクリックすることにより「しおり」のメニューは長く展開または非表示にすることが出来ます。



しおり

はじめに

目次

- 目次1～16
- 目次17～33
- 目次34～49
- 目次50～67
- 目次67～83
- 目次84～100

第一章 接骨院の新規開業準備編

- 新規開業の役所の手続き
- 保健所にはいつ届けを出せばいいのか
- 保健所の検査について
- 待合室と施術室の間仕切りについて
- 社会保険事務局に届けを出すことの意味
- どうして社会保険事務局に届けを出す必要があるのか
- 受領委任の契約番号について
- 社会保険事務所の届けについて
- 管理柔道整復師と勤務先について
- 門前接骨院について
- 以前レセプトには接骨院名を記載しない
- 接骨院名に個人の名前を記載しない

## 第一章 ～接骨院の新規開業準備編

### 新規開業の役所の手続きについて

【 登録済証明書 】 厚生大臣から免許証をもらうた

1. まず試験に合格したら、学校から柔整免許申請書を下記住所へ郵送する。
2. 登録済証明書が送られてくる。そこに書いてある日効とのこと。

（免許証が届くまで2ヶ月位かかるので、その間この冊子を利用してください。）

柔道整復研修試験財団 TI

【 保健所への届け 】 開設届けの手続き

# ~ I N D E X ~

## 第一章 ~ 接骨院の新規開業準備編 ~

1. 新規開業の役所の手続きについて
2. 保健所にはいつ届を出せばいいのか
3. 保健所の検査について (実際の目次ではクリックすると本文に移動します)
4. 待合室と施術室の間仕切りについて
5. 社会保険事務局に届けを出すことの意味
6. どうして社会保険事務局の届けで履歴書が必要なのか
7. 受領委任の契約番号について
8. 社会保険事務局の届けは郵送でない方が良く
9. 管理柔道整復師と勤務柔道整復師の違いについて
10. 門前接骨院（医院が経営する接骨院）について
11. 以前はレセプトには接骨院名は記載していなかった
12. 接骨院名に個人の名前しか認めない県があるのはなぜ
13. どうして接骨院のレセプトにはサインが必要か
14. 柔整師の口座でなく会社の代表者の口座に入金させるには
15. 一人の柔整師で複数の接骨院の保険請求をすることは可能か
16. 看板の接骨院名と保健所の登録名が違うとどうなる

17. 初検料をサービスすることは良いのか
18. インチキな接骨師会の見分け方
19. 開業前の研修について
20. 個人請求は果たして得なのか

## 第二章      ~ 個別指導をめぐるあれこれ ~

21. 個別指導の時会に入っていたほうが有利か
22. 個別指導はどこが行うのか
23. どんな患者が個別調査の該当になるのか
24. 個別指導はどんな接骨院が該当するのか
25. 審査会から部位が多いと通知書が来た
26. 県からの多部位請求の通知を無視する
27. 個別指導の通知が来てもし行かないとどうなるのか
28. 個別指導で持参が求められる資料は
29. 個別指導の内容は
30. 個別指導指導の結果どうなるのか
31. 集団指導について
32. 個別指導時のカルテの整備はどうすればよいのか
33. 最近では個別指導する側も対策を立てている

34. インチキなのに何故調べられない

無茶してないのになぜ調べられる

35. 個別指導になったのにあの接骨院はなぜ処分をうけないのか

36. 行政は水増し請求の証拠をどのように集めるのか

37. 本命接骨院と単なる個別指導の接骨院との違い

38. 個別指導後の処分の結果はあらかじめ決まっている

39. 個別指導に堂々と白紙のカルテを持っていく接骨院

40. 個別指導は接骨院イジメにも使われる

41. 個別指導と一部負担金

42. 受付けのノートと保険の一部負担金をめぐる攻防

43. 不正したお金を返金しないとどうなるのか

44. 個別指導、監査による行政処分はどのようなものか

45. 保険取り扱い停止と免許取り消しの違い

### 第三章 ~ 保険請求業務の疑問 ~

46. 領収書発行には責任がともなう

47. 一部負担金より実際徴収した窓口金が少ないとどうなるのか

48. 鍼灸と柔整、自費と保険との関係

49. 自費治療代をもらう場合の注意

50. 四部位以上は負傷原因が必要
51. 往療は何回までとれるのか
52. 往療が元で個別指導となり保険停止になるケース
53. 行政は何部位から多部位とみているのか
54. 四部位、五部位請求は果たして得なのか
55. 長期理由の記載について
56. 打撲や挫傷の長期（3ヶ月以上）は難しくなっている
57. ワンパターン請求について
58. 家族団欒請求（家族がみんな来院）について
59. 医師の同意について
60. 月遅れ請求について
61. 協定外施術とは何か
62. 返戻されたレセプトはどのように出し直せば良いのか
63. 保険者が一方的に肩こりと決め付ける事は適法か
64. 患者さんは味方とは限らない余計なことは言わないように
65. 白紙委任とレセプトの日付について
66. 水増し請求について
67. 対診すべきとは

- 68. 併給の疑いありとは
- 69. 交通事故、自賠責保険で柔整師の診断証明書は通用するのか
- 70. どの保険者が厳しいのか
- 71. 患者照会の結果どうなるのか
- 72. 助手の施術について
- 73. 湿布について
- 74. 部位転がしについて
- 75. 柔整と鍼灸合わせての請求新しい手口とは
- 76. 自衛官の請求について

## 第四章      ~いろいろな接骨院~

- 77. スポーツジムの中で接骨院を営業することについて
- 78. 一ヶ月に 31 日の通院請求する接骨院について
- 79. 大手のチェーン店は安全か
- 80. 異業種から儲かりそうだからと柔整業界に参入してくるところ
- 81. チェーン店で専門の請求担当すらいないところは
- 82. 施術所の開設者（オーナー）と管理柔道整復師が異なる接骨院
- 83. 老人ホームばかり行っている接骨院

## 第五章 ～接骨院トラブル編～

84. 患者さんが接骨院で医療事故を起こした
85. 賠償保険には示談交渉サービスは無い
- 86.慢性疾患だと返金を迫られた
- 87.最近まで整形に通っていた慢性疾患の請求方法は
- 88.患者さんが組合の治療内容照会書をもって来た
- 89.保険者から入金されない
- 90.どうも患者が訪問調査されているようだ
- 91.返戻が多い接骨院はどうなるのか
- 92.他の接骨院と比べ明らかに細かくレセプトチェックされている
- 93.一部位で1回通院のレセプトがなぜ調べられるのか
- 94.部位転がしで患者照会された
- 95.こういう請求は調査されている
- 96.同業者に密告された
- 97.どのように通報すれば保健所は動いてくれるのか
- 98.柔整師保険請求の開示を国が容認
- 99.従業員が内部告発した
100. 損保会社を騙す代償は大きい



**本文のサンプル** (本文の一部です。実際は 100 の項目があります。)

## 返戻が多い接骨院はどうなるのか

柔整でも毎月保険証確認が義務付けられている。国保などでも定期的に記号番号などが変わる、老人では 1 割・2 割の変化や、仕事をしている人の場合勤め先が変わることにより保険証自体が変わる場合もある。受付に女性がいても人件費削減のためか受付業務よりも低周波をつけたりとったりといった補助作業が多く、受付業務を軽んじている接骨院もある。そういうところは保険証確認もなされておらず些細な間違いの返戻書類がひじょうに多くなっている。しかし内容が保険証の間違い程度なのでさほど気にせず出しなおせば良いのだからくらいにしか思わないようだ。

本当にそれでよいのだろうか？ 県によっては審査時に提出されたレセプトの束の上にいままでの返戻の履歴が書いた種類がついている。優秀でほとんど返戻がなく履歴がない接骨院と毎月多数の返戻があり返戻履歴がびっしり書かれたものとは審査するにしても最初の印象からして違うだろう。

## 他の接骨院と比べ明らかに細かくレセプトチェックされている

市町村国保など毎月多くのレセプトをチェックしているところは 1 枚 1 枚念入りにチェックすることなど物理的に不可能だ。そんな状態のなかで普通なら見過ごすような細かい間違いも指摘されて返戻される接骨院がある。他と比べないため自分では気付きにくいかもしれないが、目をつけられている・要チェック対象になっているということだ。保険者はあなたの接骨院提出レセプトは 1 枚、1 枚丁寧にみていますよ、だからこれ以上他と突出した請求を控えて下さいねということに、正式の警告文が来ない内に気付かなくてはならない。

## 一部位で 1 回通院のレセプトがなぜ調べられるのか

多部位で通院回数が多い患者さんならともかく、一部位で 1 回通院のレセプトがなぜ患者照会されるのかという質問を受ける事がある。それは一部位で回数が少ないレセプトならば調べられないだろうとして、来ていない患者を混ぜて請求する(架空請求)悪質な接骨院があるためだ。

(本人が来ているだけなのに扶養になっている奥さんや子供を請求するなど) 部位や回数が少なくても初検料だけでも金額になることの他に、多部位請求の接骨院はこういう一部位のレセプトを混ぜると平均部位数が下がるという側面もある。この事を保険者が知っているために、部位や回数が少なくとも調べられる。

## 審査会から部位が多いと通知書が来た

部位数の平均は県によって違うが、他の接骨院と比べて突出している場合は「他部位の傾向がありますのでご留意下さい」などといった通知が来る。通知書を出した後は数ヶ月経過観察や縦覧がなされる。その結果部位が減る、または作為的な傾向（ワンパターンな請求）が改善されれば良しとされるが、何度か文書および口頭（電話）で注意されても改善の傾向が見られない場合は個別指導となる。

## 個別指導はどんな接骨院が該当するのか

### 1. 請求金額（一枚あたりの平均請求金額）や請求部位が多い接骨院

例、大阪では特に請求の多い接骨院を「別出し施術所」と呼び是正の通知を出しレセプトを縦覧チェックする。  
半年間指導経過しても改善されない施術者は実態調査後（患者より直接聞き取り）に個別指導が行われる。

### 2. 同業者（周りの接骨院や医院等）より県に通報されるケース

例、患者が多く独り勝ちして自分のところの患者を取られたと思われたり、独自の自費治療をして目立ったり、回りから妬まれているケース。

### 3. 医療通知などによるもの

- ・ 組合保険は患者照会による回答から生じた疑義
- ・ 社保、国保は医療通知と実際に自分が受けた治療や日数が異なったり、一部負担金の徴収額に大きな開きがあって申し出る場合が多い。

例、架空、水増し請求が疑われた場合は実態調査後に個別指導が行われる。

## 個別指導の通知が来てもし行かないとどうなるのか

開業時に社会保険事務所に受領委任の届出を出す。

会に入っている方は会が届けを代行するので実際の文章を読んだことがない方もいるかもしれない。

そこには何かあったらすぐ個別指導をしますがそれでも良いですか、よければ受領委任を認めますというような文章が別紙に書いてある。確約書に記名捺印し、それに同意しますから保険を使わせてくださいというような状態に接骨院はなっているので、個別指導があったときには抗弁出来なく、拒否し行かないことは許されない。

また個別指導要綱には指導拒否等の対応として、柔道整復師が特別な理由なく個別指導を拒否した場合は、個別指導から監査に切り替える規定になっている。

## 柔整師保険請求の開示を国が容認

医科の保険請求の開示が話題になっているが、柔整師保険請求の開示はすでになされている。東京都社会保険事務局に2002年10月東京都内の女性から申請書の開示請求があったため、女性の加入する政府管掌保険を所管する社会保険庁医療保険課は対応を検討。「行政サービスとして開示することは、個別の事情で問題がなければ差し使えない。本人が署名しているはずの文章なので、基本的に開示の是非を柔道整復師に確認する必要もない」と判断した。

組合保険や国民健康保険を所管する厚生労働省保険課や国民健康保険課も同様の判断を示している。これを受け、同事務所は1年分の申請書を開示した。その結果腰部捻挫だけでなく、左肩関節捻挫、右関節捻挫も請求されていたが、女性は「肩については何の説明も受けていない。通っていない日まで請求されていておかしい」と同事務所に調査を求める申立書を提出した。これに対し柔道整復師は「海外旅行中の請求は私のミスだった。肩については説明したはずだ」と話している。

このファイルはサンプルファイルです。

本文をお読みにになりたい方は@niftyの@pay オンライン販売よりご購入ください。

## <あしがき>

以前からこの請求は危ない、こういう請求はもうすぐ調べられると業界で言われているにもかかわらず、会に属していなくて情報が入ってこないのか、または聞いても本気にしないのかわからないが相変わらず一部には危ない請求を続けるところがあるようだ。

縦覧はもちろんのこと、保険請求の部位や転帰の情報をパソコンに入力し、部位転がしをエクセルの一覧表にして被保険者に送付、医科との併給も管理する保険者も出てきている。領収書だけでなく施術明細を窓口でもらうよう指導し、患者照会書も（接骨院にもっていかないように）会社で上司が昼休みに配布し退社前に回収するところもある。また患者が照会書類にこういう原因でケガをしこのように治療してもらっていますと書類を書き保険者に送り返しても、部位が変わりながら 1 年以上何度もケガをするのは不自然だとして、保険者の指定する医療機関で診察を受けない限り療養費の至急をストップするという強硬手段をとるところもある。

今まではそれほど厳しくなかった国保でさえも、最近は患者照会や縦覧チェックをするところも出てきている。

いままでは組合保険がレセプトチェック専門の業者に委託する（業界では削り屋と呼ぶ）という認識だった。しかし最近では国保までも国保連合会がいったん審査したものを専門の業者に委託して厳しくチェックし直してもらい、療養費の削減をしているところも出てきた。従来この業界では保険請求は何年か接骨院に勤めて院長から信頼された後に特別に教えてもらうのが現状だった。またその折に正しい事のみ教えてもらわずに請求テクニックと称して良識ある第三者が首を捻るようなことも伝えられてきた。

それぞれの項目で記載してある事柄はこういう内容を知りたかったという人がいる反面、不正請求の事例をわざわざ書くなという人もいるかもしれない。しかし接骨院の仲間内しか知らないと思っているような事でも実際はそうでなく、すでにここに書いてあるような事例は保険者もすでに把握しており、昔その請求が通っていたからといって、これからも今までとおりの請求が通るとは限らない。審査会では整形の医療審議官、柔道整復師を代表する審査員を加えた合同の厳しい審査が行われる事を考慮し、安易で作為的な請求を行う事の無いよう柔道整復師自身が自覚すべきである。

本文をお読みにになりたい方は@niftyの@payオンライン販売よりご購入ください